

1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題

総論

- ・幼稚園の数が減少する一方で、認定こども園の数が増加するなど、**幼児教育施設において多様な設置者と施設類型が存在。**
- ・少子化、情報化等により幼児の**発達に必要な直接的・具体的体験の十分な確保が課題**となる中、**幼児教育施設における体験機会が重要。**
- ・**小学校教育との接続の実践において、幼児教育施設と小学校の間での教職員による協議や交流時間の確保、共通理解が依然不十分である。半数以上の園・校において、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。**
- ・こども誰でも通園制度が令和8年度から全国で本格開始するなど、**0～2歳児を受け入れる幼稚園も増加。**幼稚園に対するニーズが多様化しており、**こども家庭庁や自治体の子育て関係部局等と連携した対応が必要。**
- ・障害のある幼児や外国にルーツのある幼児など、**一人一人への理解を深めた上で家庭や専門機関との連携も必要**になるなど新たな状況。

養成

- ・幼稚園教諭は、短期大学出身者（二種免許状）の割合が高いが、近年の新規免許状取得者は四年制大学出身者（一種免許状）の割合が増加。**免許取得者数は、近年、減少傾向にあり、担い手の減少・不足が懸念。**養成校の少ない地域での**実習機会**が得られにくいこと、当該地域での**採用者数の減少が懸念。**
- ・幼稚園教諭における保育士資格の併有者は9割近い一方で、**小学校免許状の併有者は2割程度。**
- ・養成課程において、一定割合の学生が**実習中に幼稚園教諭としての就職希望度が下がっている。**また、**実習までに体験活動を含む幼稚園等での実践の機会に乏しく、幼児に関わる経験が少ない**との指摘もある。養成課程全体を通じて、教職の魅力を理解しつつ実践力を高めるための改善や工夫が必要。

採用

- ・幼稚園教諭や保育士は他職種の平均に比べて有効求人倍率が極めて高く、**人材不足が深刻**な状況。
- ・学生が**免許状を取得しても幼稚園等に就職しない**学生も一定割合いる。また、採用活動において得難かった情報として、職場の雰囲気や若手の仕事内容などが挙げられており、**就職活動までに職場の様子がイメージできない**こと等がうかがえる。
- ・幼稚園は他校種に比べて**早期離職者（30歳未満）の割合が高い。**離職理由は様々であるが、結婚や出産を機に離職している者の割合が高い可能性。他方で、結婚や出産以後も継続して働きたい者や再就職したい者の割合は高い。

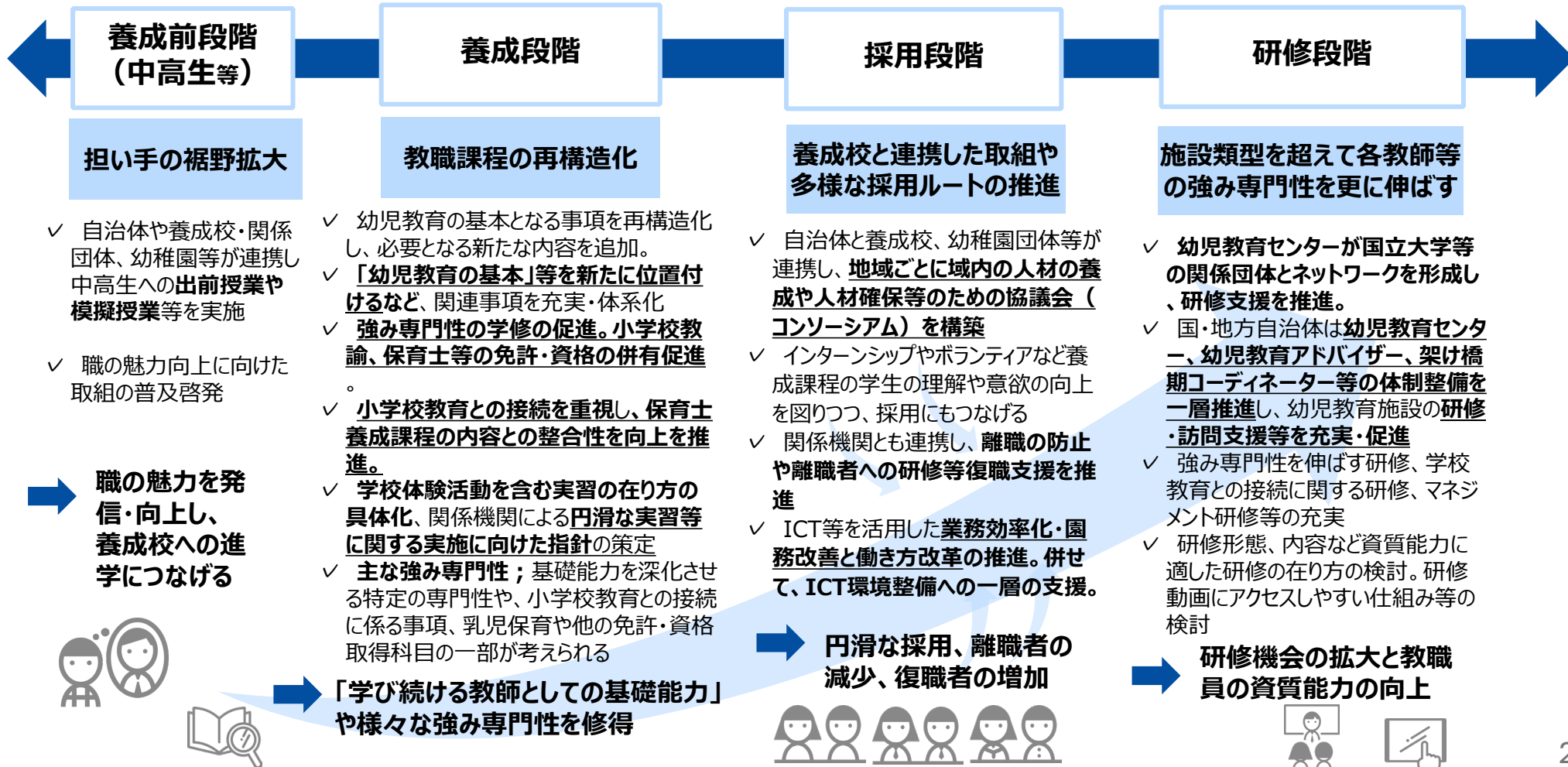
研修

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において教育内容に関する整合性が図られたこともあり、設置者や設置形態を越えて研修を担う機関として幼児教育センターの設置促進等が進められてきたが、**地域ごとに幼児教育センターの設置状況や取組の差は大きい。**
- ・園内**研修の実施に当たっては、多くの幼児教育施設が研修時間の確保が課題**と捉えている。

2. 今後の養成・採用・研修の方向性

- 教員免許状全体に関する教職課程WGの中間まとめを踏まえ、**養成段階で幼稚園教諭として学ぶ内容を再構造化し、「学び続ける教師としての基礎能力」を着実に育む。**今日的課題に対応するため、**個人の関心等に応じた強み専門性を持たせ、小学校教諭や保育士等の免許・資格の併有も促進。**また、**意欲を維持・向上させつつ円滑に採用につなげる工夫や、復職のルートも確保して人材不足に対応。**さらに、**研修内容の充実やアクセシビリティの向上等も図り、入職後も強みや専門性を更に向上。**
- これらを同時かつ強力に推進するため、国は、以下の養成（前）から採用・研修に至るまで**関係者・関係機関（自治体・養成校・関係団体・幼児教育施設）が連携した取組を推進するべき。**

各段階の具体的な方策



幼稚園教諭等の養成の見直しについて ①

○事項の考え方

<「学び続ける教師としての基礎能力」を養成する基本的な考え方>

- ・幼児教育の実践にあたり基本となる事項を再構造化し、**必要となる新たな内容を追加**する。また、内容の精選を図るものの強み専門性の枠組みを別途設ける。
- ・「幼児教育の基本と指導等に関する科目」を設け、その中で「**幼児教育の基本**」を新たに位置付ける。「**幼児理解の理論及び方法**」等は**0歳からを対象とし、養成課程全体で重視する**。「教育における多様性の包摂」を学修することも重視する。
- ・教職課程全体を通じて**体験的、実践的に学修**する要素、**協働性**の要素を織り込む。
- ・課題を共有し、支え合う「**チームとしての学校**」の機能を高める観点から、学生が身に付けたい**強み専門性の学修、小学校教諭や保育士等の免許・資格の併有を促進する**。

<小学校教育との接続の重要性>

- ・「幼児教育の基本」を学修する際、**小学校教育との接続**も含めることを明確に位置付ける。
- ・「教育課程の意義及び編成の方法」において、**校種間の接続**の観点を明確に位置づける。
※小学校教諭の教職課程や保育士養成課程においてもその趣旨や内容が盛り込まれることを期待。

<保育士養成課程との連携>

- ・**保育士養成課程における修得内容との整合性の向上**を推進する。
- ・学校教育法第24条に定める幼稚園における幼児期の教育支援の機能に鑑み**家庭・地域**（福祉等の関係機関含む）**との連携・支援**について事項を新たに位置付ける。
- ・幼稚園における0～2歳児受入れ機会の拡大に伴い、**乳幼児の安全や健康の確保等**に関する内容を充実する。

<教育実習（学校体験活動を含む）等について>

- ・保育士養成課程も履修する学生の実態も踏まえつつ、養成段階の前半からの「**学校体験活動**」の**充当や小学校での体験活動など更なる**具体的検討を行う。**理論と実践の往還型の実習を重視する**。養成課程以外の体験として、ボランティア等の取組も推進する。
- ・自治体・養成校・幼稚園等が連携した円滑な**実習等の実施に向けた指針を策定**する。

<その他の事項（免許法施行規則集第66条の6の考え方を含む）>

- ・体育については、幼稚園教諭の特色に鑑み、事項に位置付けない。
- ・外国語コミュニケーションについては、全ての幼稚園教諭に必要なという観点、強み専門性の枠組みを別途設けることから、事項に位置付けない。
※外国人の幼児等が増加していることなどを踏まえ、別途、「教育における多様性の包摂」の事項を追加・重視する。

○単位数の考え方

- ・小学校以上の教職課程の事項、また保育士養成課程における教科目との関係性を整理しながら、各事項や単位数をさらに精査する。
※学生が保育士養成課程と併せて履修する際の負担等への配慮が必要。

幼稚園教諭等の養成の見直しについて ②

<幼稚園> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	12
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		14	2
計		51	31



教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
幼児教育の基本と指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の基本（小学校教育との接続を含む。） 保育の内容と方法及び技術 各領域に関する専門的事項 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） 	12
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位 教育における多様性の包摂 幼児理解の理論及び方法 家庭・地域との連携・支援、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） 教育データの活用及び人工知能 	12
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5
教職実践演習	教職実践演習	2

計 31

※上記に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭は免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要

※小学校、中学校は「介護等体験」が必要

※引き続き、保育士養成課程等検討会における議論も踏まえつつ、保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。また、教育実習と保育実習のそれぞれの内容や関係についても検討する。

※原則として四年制の大学においては、強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し、合計で51単位

(参考)領域の指導等に関する科目「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方

現行

改正案

幼特有

幼児教育の基本(小学校教育との接続を含む。)

- ・環境を通して行う教育や、遊びを通しての総合的な指導、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導など、幼児期の特性を踏まえて行われる幼児教育の基本について学修する。
- ・併せて、幼児教育において育みたい資質・能力等について学修するとともに、それらを踏まえて小学校教育との接続についても学修する。

幼特有

保育の内容と方法及び技術

- ・5領域のねらい及び内容と、それに基づく指導の方法及び技術を、一体として学修する。
- ・5領域のねらい及び内容については、各領域の全体を包括する総論も学修する。
- ・現行の学修内容に含まれていた教材及び情報機器の活用については、教材や情報機器の特徴のほか、直接的・具体的な体験を重視する幼児教育における留意点を十分に踏まえた活用も含め、本事項において学修する。

幼特有

各領域に関する専門的事項

- ・各領域の指導に関して、より専門的に学修する。

幼・小・中・高等

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む)

- ・現行と同様に、幼稚園教諭免許状の観点では、教育課程の編成・実施・改善や幼児理解に基づく指導計画の作成と評価についての学修を含む。
- ・現行での学修に加えて、「校種間の接続」について、幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状の観点では、小学校教育との円滑な接続のため、接続期の教育課程の編成の重要性についての理解を充実する。
- ・併せて、上記について、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校における合同研修の実施の意義や、幼稚園教諭・保育教諭・保育士・小学校教諭の交流、また園児・児童の交流の意義への理解も充実する。

幼特有

保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

**教育の方法及び技術
(情報機器及び教材の活用含む)**

幼特有

領域に関する専門的事項

幼・小・中・高等

**教育課程の意義及び編成の方法
(カリキュラム・マネジメントを含む)**

幼稚園教諭等の養成の見直しについて ③

○「強み専門性に係る内容（20単位程度）」の考え方

✓ 様々な今日的課題に対応するとともに学生が自らの関心等に応じて様々な強み専門性をもつことができる枠組みについては、**四年制大学では原則として取り入れることとしつつ、短期大学は任意**とすることが適当である。

✓ 幼稚園教諭として日々、幼児理解に基づき環境を通して行う教育を実践する力を高めていく観点から、**基礎免許状の科目や事項を深める学修を強み専門性として位置付ける**べき。

○主な強み専門性（例）

⇒ 幼児教育に関する理論や歴史、制度など**基礎能力を深化させる幼児教育の特定の専門性、小学校教育に係る事項、乳児保育等**

○その他の分野（例）

⇒ 特別支援、栄養教諭、中高の理科・音楽科・美術科・家庭科等
公認心理師、社会福祉士、登録日本語教員等の資格取得科目の一部

※ 引き続きワーキンググループにおいて議論されることから、養成校の実態も念頭にした検討を期待。

※ 小学校教諭や保育士の養成課程をもたない学科等がこれらの強み専門性に資する養成課程を整備しやすくする観点や、一般の学部学科（開放制）が幼稚園教諭の養成課程を整備しやすくする観点から、他学部や大学間の連携などに取り組みやすい仕組みとし、それらを周知していくことも期待。

○その他

<幼小の免許併有の更なる促進に向けて等>

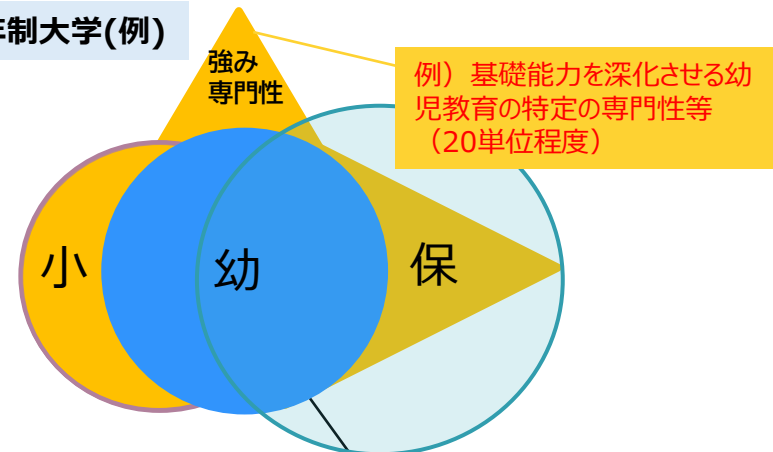
- ・隣接校種免許状の取得促進に向けた制度の在り方の検討が必要である。
- ・免許状上進の仕組みについても更なる検討が必要である。

<幼保の免許・資格併有について>

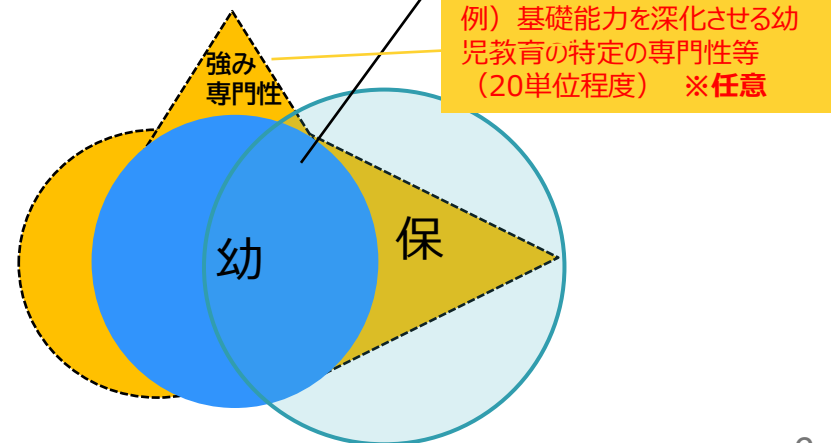
- ・併有特例制度の期限（～11年度末）までに免許を取得できるよう、周知していくことが重要である。

※図の円の大きさは、それぞれ免許状・資格取得に必要な単位数を表す。

四年制大学(例)



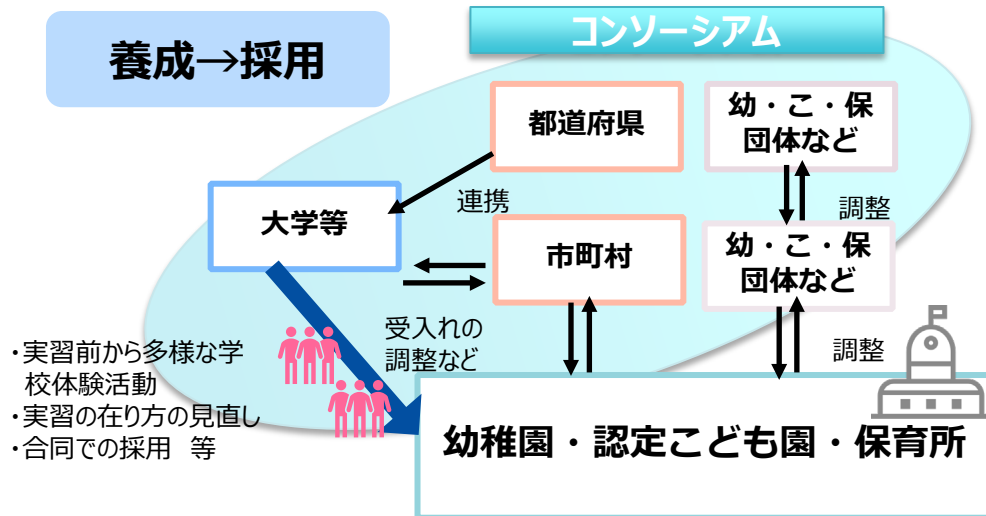
短期大学(例)



免許法施行規則で定める事項
(幼稚園教諭 基礎免許状)

幼稚園教諭等の今後の養成・採用・研修を支える体制について

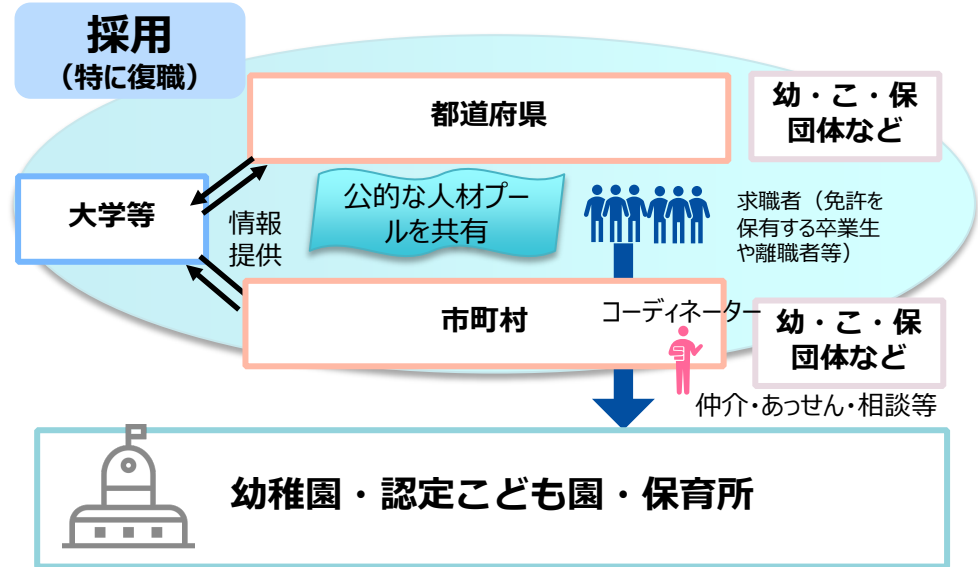
養成→採用



- ・実習前から多様な学校体験活動
- ・実習の在り方の見直し
- ・合同での採用 等

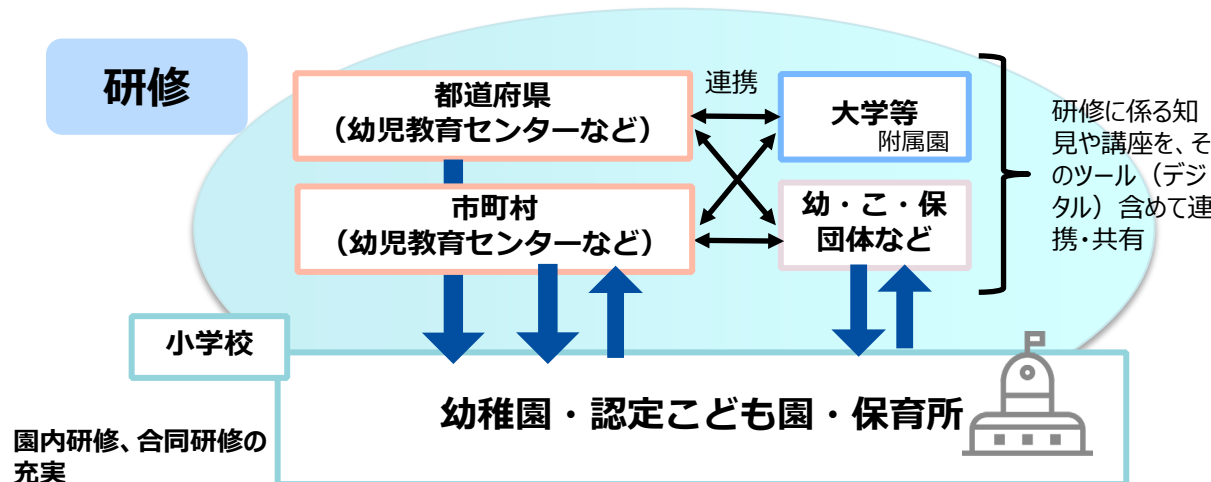
- 養成段階での学修を確かなものに加えて、**関係団体がコンソーシアム等を形成し、域内の人材育成・採用についての施策に連携して対応。**
- 例えば、**地域ごとに、以下について実施体制やガイドラインの策定を含めて検討。**
 - ・**学校体験活動の充実**（インターンシップやボランティアを含む）
 - ・**実習の見直し**（質の改善や負担軽減のためのガイドラインの策定等）
 - ・複数園、または地域が広域的に連携した**合同採用**の実施

採用 (特に復職)



- **大学や自治体、幼稚園・保育団体等が連携して求職者や免許状保有者等を公的な「人材バンク」に登録。求職者の情報を共有。**
- **市町村等にコーディネーターを配置し、求職者や園の個々のニーズに合うよう、相談支援等を通じて幼稚園教諭等への復職を円滑に支援。**

研修



研修に係る知見や講座を、そのツール（デジタル）含めて連携・共有

園内研修、合同研修の充実

- **自治体に設置する幼児教育センターを中心に、小学校教育との接続等の、幼児教育に必要な資質能力の向上や強みを伸ばすための研修や訪問支援を、設置者や施設類型（国公立幼稚園、認定こども園、保育所）を問わず対象にして実施。**
- 研修実施者毎に人材育成指標や研修計画を作成・提示するなど**研修の体系化が重要。**
- **大学における専門的な知見や人材、関係団体等が開発している研修内容などのリソースとも連携や共有を図り、内容に応じてデジタルツールを含めて効果的に実施、研修のアクセシビリティを向上。**

**幼稚園教諭等の今後の養成・採用・研修の在り方について
議論のまとめ**

令和8年4月28日

**中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ
幼児教育作業部会**

内容

はじめに	3
1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題	4
2. 今後の養成・採用・研修の方向性	6
(1) 幼稚園教諭等の養成について	7
<「学び続ける教師としての基礎能力」を養成する幼稚園教諭の基本的な考え方(全体像)>	7
<幼児教育の基本と指導等に関する科目及びこれに係る事項について>	9
<小学校教育との接続の重要性>	10
<保育士養成課程との連携>	11
<教育実習(学校体験活動を含む)等について>	12
<その他の事項(免許法施行規則第66条の6の考え方を含む)>	14
<単位数の考え方>	15
<「強み専門性」に係る内容(20単位程度)の考え方>	17
<その他>	18
(2) 幼稚園教諭等の採用について	18
<養成段階・養成前段階における採用につながる取組について>	19
<人材確保に向けた体制整備について>	19
<離職防止と復職の支援について>	20
<勤務環境の改善を通じた職の魅力の向上等について>	21
(3) 幼稚園教諭等の研修について	22
<総論>	22
<研修の実施体制について>	23
<研修の内容について>	24
<研修の実施手法について>	25
おわりに	27

(参考) 幼児教育の基本と指導等に関する科目「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方

はじめに

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものである。また、その後の人生にも長期的な影響を及ぼすことが指摘されている¹中、全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育²を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要である。近年、幼児教育の根幹を担う幼稚園教諭を取り巻く環境は様々に変化していることから、社会全体としても幼児教育の重要性への理解を深め、幼稚園教諭について人材の確保とその質の向上、ひいては入職経路の拡幅を同時かつ強力に推進していく必要がある。

令和6年12月、中央教育審議会に、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について諮問がなされた。この諮問を受け、教員養成部会において、社会の変化や学習指導要領等の改訂等も見据えた教職課程の在り方や、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方等について、基本的な考え方や論点整理が令和7年10月に取りまとめられた。

制度の更なる詳細についてより具体的かつ専門的見地から審議を行うため、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）及びワーキンググループの下に各作業部会が設置され、幼稚園教諭に係る養成・採用・研修についてはこの幼児教育作業部会（以下「作業部会」という。）において審議を進めてきた。

作業部会では、教員養成部会の論点整理及びワーキンググループにおける中間まとめ（令和8年1月）を基に、また教育課程部会教育課程企画特別部会幼児教育ワーキンググループにおける幼稚園教育要領等の改訂に向けたこれまでの議論も踏まえながら、計5回にわたり審議を重ねてきた。この議論のまとめでは、これからの時代に求められる幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方についてその方向性や取り組むべき方策等を段階ごとに提言する。

今後、ワーキンググループ及び教員養成部会において、本議論のまとめを踏まえて更なる検討が進められることを期待する。また、今後予定される教職課程コアカリキュラム等の見直しを見据えつつ、保育士養成課程との連携の観点からは、保育士養成課程等検討会やこども家庭庁においても、本議論のまとめも参考にしながら議論、検討が進められることを期待する。

¹ 海外の研究では、学力や社会情緒面の成長、その後の健康や収入等にも長期的に影響を及ぼすことが指摘されている。

² 本まとめでは、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づいて幼稚園、認定こども園、保育所で行われる教育をさす。以下同じ。

1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題

幼稚園教諭等の今後の養成・採用・研修の在り方を議論する前提として、幼稚園教諭等を取り巻く現状や固有の課題について、主に以下の点を確認した。

(総論)

- ・幼稚園の数が減少する一方で、社会のニーズに合わせる形で認定こども園の数が増加するなど、幼稚園・認定こども園・保育所（以下「幼児教育施設」という。）において多様な設置者と施設類型が存在する。
- ・少子化や情報化、都市化、過疎化等の社会の変化を背景に、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において幼児が豊かな体験の機会を得る重要性が高まっている。
- ・これまでも小学校教育との接続が各地で実践されてきたが、双方の教職員が十分な協議や交流の時間を確保できないことや、教育課程の構成原理等の違いから共通理解が不十分であること等が依然として課題となっている。半数以上の園・校において、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない³。
- ・共働き世帯が増える中でいわゆる「預かり保育」が行われたり、「こども誰でも通園制度」により0～2歳児を受け入れる幼稚園も増加したりするなど、幼稚園に対するニーズが多様化している。引き続き、こども家庭庁や地方自治体の子育て関係部局等と連携した対応が必要である。
- ・障害のある幼児や外国人の幼児等が増加しているなど、幼児一人一人への理解を深めた上で家庭や専門機関との連携が日常的に求められる新たな状況を迎えている。

(養成について)

- ・幼稚園教諭は短期大学出身者（二種免許状）の割合が高いが、近年、四年制大学出身者（一種免許状）の割合も増えている⁴。また、免許状を取得できる短期大学の数や免許取得件数は、近年減少傾向⁵にあり、一層の担い手の

³ 令和5年度 文部科学省「幼児教育実態調査」

⁴ 現職の幼稚園教諭の出身養成校の内訳について、四年制大学が約30%、短期大学が約66%（令和4年度「教員統計調査」）。新規幼稚園教諭免許状取得者のうち、一種（主として四年制大学）は約41%、二種は約58%（令和5年度「教員免許状授与件数等調査」）。また、教育職員免許法において、二種免許状の教師の一種免許状への上進の努力義務が規定されており、採用後に、在職年数と所定の単位を修得することにより、免許を上進する教師もいる。

⁵ 平成26年度から令和6年度にかけて、幼稚園免許が取得可能な大学数はほぼ横ばい（H26: 590→R6: 582）であるが、その内訳として、一種免許状取得可能な大学数は増加（265→276）、二種免許状取得可

減少・不足が懸念される。また、人口減少地域を中心に養成校が減少するとともに、養成校のない地域での実習先の確保が難しくなっているとの指摘がある。加えて、養成校が少ない地域出身の学生が地元の幼稚園等で実習を行う機会を得にくく、その結果、地元への就職に結び付きにくい状況が生じており、そうした地域における人材確保の困難さを一層深刻化させている。

- ・現職の幼稚園教諭の保育士資格併有者は9割近い一方で、小学校免許状併有者は2割程度⁶である。
- ・教職課程において、一定割合の学生が実習中に幼稚園教諭としての就職希望度が下がっている⁷。また、実習までに学校体験活動を含む幼稚園等での実践の機会に乏しく、幼児に関わる経験が少ないとの指摘もある。教職課程全体を通じて、学生が教職の魅力を理解しつつ実践力を高めるための改善や工夫が必要である。

(採用について)

- ・幼稚園教諭や保育士は他職種の平均に比べて有効求人倍率が極めて高く⁸、人材不足が深刻な状況であり、例えば、面接を受けると即採用になったというケースも多いとの指摘がある。
- ・学生の就職の観点では、免許状を取得しても幼稚園等に就職しない者も一定割合いる⁹。また、採用活動において学生が知りたかったものの得難かった情報として、職場の雰囲気や若手の仕事内容などが挙げられており¹⁰、就職までに職場の様子がイメージできないこと等がうかがえる。
- ・幼稚園は他校種に比べて早期離職者(30歳未満)の割合が高い¹¹。離職理由は様々考えられるが、幼稚園は他校種に比べて経営規模が小さいため、産休・育休をとりにくいことから、結婚や出産を機に離職している者の割合が高い可能性がある¹²。他方で、結婚や出産以後も継続して働きたい者や再就

能な大学数は減少(214→195)。都道府県別にみると、域内に1校しかないところもあれば、十数校存在するところもあり、地域的偏在がある(文部科学省調べ)。

免許取得件数(合計)については、平成28年度から令和6年度にかけて、H28: 53,010→R4: 36,854に減少(教員免許状取得状況等調査)。

⁶ 令和5年度「幼児教育実態調査」

⁷ 文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業」(令和4年度)調査結果

⁸ 全職種平均が1.14倍であるのに対し、幼稚園教諭は2.71倍(厚生労働省「職業安定業務統計」(令和6年))。

⁹ 幼稚園については、免許状を取得した者のうち、実際に幼稚園・認定こども園に就職するのは約28%であり、約7割はそれ以外に就職する(令和5年度「教員免許状取得状況調査」)。

¹⁰ 文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業」(令和4年度)調査結果

¹¹ 幼稚園教諭の30歳未満の離職者は約60%であり、他校種は、小学校約12%、中学校約11%、高等学校約15.1%(令和4年度「教員統計調査」)。

¹² 文部科学省委託事業「幼稚園の人材確保支援事業」(令和元年度)では、東京都私立幼稚園連合会の加盟園の設置者・園長等の約68名に調査し、教師の離職理由で最も多く挙げられたものが「結婚・出産」であった。

職したい者の割合は高い¹³。

(研修について)

- ・ 幼稚園における国公立の設置者の別や、他の幼児教育施設（認定こども園や保育所）もある中、施設類型や自治体によって研修の実施頻度にばらつきがある。研修実施者もそれぞれ異なる。自治体における研修実施機関としても幼児教育センターの設置が進められてきたが、幼児教育センターの設置状況¹⁴や取組の差は大きい。
- ・ 園内研修の実施に当たっては、多くの幼児教育施設が研修時間の確保が課題と捉えている¹⁵。

2. 今後の養成・採用・研修の方向性

上記の現状や課題を踏まえ、今後の幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方に関して、以下のとおり提言する。

【全体的な方向性】

- 教員免許状全体に関するワーキンググループの中間まとめを踏まえ、養成段階で幼稚園教諭として学修する内容を再構造化し、「学び続ける教師としての基礎能力」を着実に育む。その上で、様々な今日的課題に対応するため、個人の関心等に応じた強み専門性をもたせるとともに、小学校教諭や保育士等の免許・資格の併有も促進する。これらを通じて、幼稚園教諭の人材の確保とその質の向上を強力に推進していく。
また、意欲を維持・向上させつつ円滑に採用につなげる工夫や、復職のルートも確保して人材不足に対応することが必要である。
- 研修内容の充実やアクセス性の向上等も図り、入職後も強み専門性を更に向上できる体制づくりが重要である。
- 幼稚園教諭等の資質能力の向上と人材確保を同時かつ強力に推進するため、国は養成（前）から採用・研修に至るまで、関係者・関係機関（自治体・養成校・関係団体・幼児教育施設等）が連携した取組を推進すべきである。

¹³ 文部科学省委託事業「幼稚園の人材確保支援の効果・課題に係る調査分析」報告書（令和元年度）

¹⁴ 令和5年度時点で、都道府県設置率は約77%、市町村設置率は約6%（令和5年度「幼児教育実態調査」）。

¹⁵ 文部科学省委託調査「幼児教育の好事例の収集・蓄積・活用に関する調査研究」（令和5年度）

（１）幼稚園教諭等の養成について

【今後の方向性】

＜「学び続ける教師としての基礎能力」を養成する幼稚園教諭の基本的な考え方（全体像）＞

- 先述した近年の幼児教育を巡る動向や、幼稚園教育要領等の改訂に向けたこれまでの議論を踏まえ、幼児教育の実践に当たり基本となる事項を再構造化¹⁶するとともに、必要となる新たな内容を追加する。また、全体として内容の精選を図るものの、幼稚園教諭としての専門性の向上や、小学校教育との接続、保育士養成課程との連携の観点など、後述する強み専門性を育成する枠組みを別途設け、採用後の研修等においてこれらの資質能力を広げたり深めたりしていくものとする。こうした考えの下、教職課程で包含する主な内容は以下のとおりとする。
- 幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生じる安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく時期である。同時に、幼児は自分を守り、受け入れてくれる大人を信頼する。すなわち大人を信頼するという確かな気持ちが幼児の発達を支えている。このため、園生活では、幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要である。
- また、幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていくため、幼稚園等においては、幼稚園教育要領等に基づき、幼稚園教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」を基本としている。
- 教職課程において、こうした幼児教育の基本的な考え方に基づき必要な事項を着実に修得するため、幼児教育の基本と指導等に関する科目を設け、その

¹⁶ ワーキンググループの中間まとめによれば、「再構造化」とは教職課程における各科目に含めることが必要な事項について、子供の学びの過程を通して事項間の関係性の明確化や、理論と実践の結合を通じて、科目を大括り化することによって、必要な資質能力をより分かりやすく展望できるよう、事項を体系的に整理することである。

中で「幼児教育の基本」を新たに位置付ける。併せて、指導等に関する内容を整理する。

さらに、子供の発達とその連続性の理解が必要であることから、「幼児理解の理論及び方法」等において0歳からを対象とする。この「幼児理解の理論及び方法」は他の事項を学修する上での基盤となるとともに、幼児教育を実践する上でも基盤となるものであることから、教職課程全体を通して重視される必要がある。

- 次期学習指導要領等に向けた検討においては、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、そうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現が目指されている。そのため、幼稚園教諭教職課程においても「教育における多様性の包摂」を学修することを重視する。
- また、ワーキンググループの中間まとめにおける「カリキュラムのデザイン原理」で示された、子供の学びの過程を中核にして「理論」と「実践」を統合する観点や、幼児教育の特徴である、自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする観点から、教育実習に限らず、教職課程全体を通じて体験的、実践的に学修する要素を織り込むことが期待される。
- さらに、先述のとおり幼児の直接的・具体的な体験¹⁷の充実・確保や、小学校教育との接続、障害のある幼児や外国人の幼児等が増加していることなど、幼稚園等は多岐に渡る様々な対応が求められている。これらに対応しつつ、幼児教育の質を向上させるためには、従来のようにほぼ同じ教育内容を学修して幼稚園教諭免許状を取得した同質性の高い教師集団では対応が困難であり、全ての面において全能的な教師を育成しようとすることは現実に即しているとは言い難い。

このため、上記に対応できる様々な強み専門性をもった多様な教師が、学校（幼稚園等）内で互いに協働し、各教師が課題や困難を一人で抱えこむことなく共有し、得意や強み専門性を生かして支え合う関係性の中で教育活動を進めることが重要である。こうした文化を基盤として、「チームとしての学

¹⁷『今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会（最終報告）（令和6年10月）』では、「幼児期こそ、様々な人やものなどに直接関わり、身体の諸感覚を通してものの性質や仕組みを感じ取ったり気付いたりする体験や、自分の思いや考えを言葉にして伝え相手の思いや考えを聞く体験、自分から進んで環境に関わり新たな発見をしたり問題を見出したり、疑問に思ったことを解決しようと試みたりする体験、幼児同士をはじめ他者との関わりにより人との関係が深まっていく体験等を積み重ねていくことが重要である」としている。

校」の機能を高め、幼児教育の質全体の向上を図る。

- また、ワーキンググループの中間まとめにあるように、学生が身に付けたと思う専門分野の学修に取り組みやすくするとともに、個々の教師がもつ強み専門性を他の教師と連携・協力し合って保育に生かすことが重要であることから、様々な事項において協働性の要素も織り込む。これは、保護者や小学校等の関係者と幼児教育の基本的な考え方や当該園の目標や方針等について共通理解を図っていく上でも重要な要素である。
- 後述の小学校教育との接続や保育士養成課程との連携等を通じて養成段階で小学校教諭や保育士等の免許・資格の併有を促進する観点をより一層重視する。

＜幼児教育の基本と指導等に関する科目及びこれに係る事項について＞

- 「幼児教育の基本と指導等に関する科目」（ワーキンググループにおける「領域の指導等に関する科目」を変更）に含めることが必要な事項として「幼児教育の基本」を新たに位置付ける。一方、養成校において教職課程を編成する上で「幼児教育の基本」と他の事項を関連付けたり区別したりすることも重要となる。その際の参考となる考え方は以下のとおり。

幼児教育の基本と指導等に関する科目の「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方

○事項「幼児教育の基本（小学校教育との接続を含む。）」

- ・環境を通して行う教育や、遊びを通しての総合的な指導、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導など、幼児期の特性を踏まえて行われる幼児教育の基本について学修する。
- ・併せて、幼児教育において育みたい資質・能力等について学修するとともに、それらを踏まえて小学校教育との接続についても学修する。

（次頁に続く）

○事項「保育の内容と方法及び技術」

- ・ 5領域のねらい及び内容と、それに基づく指導の方法及び技術を、一体として学修する。
- ・ 5領域のねらい及び内容については、各領域の全体を包括する総論も学修する。
- ・ 現行の学修内容に含まれていた教材及び情報機器の活用については、教材や情報機器の特徴のほか、直接的・具体的な体験を重視する幼児教育における留意点を十分に踏まえた活用法も含め、本事項において学修する。

○事項「各領域に関する専門的事項」

- ・ 各領域の指導に関して、より専門的に学修する。

○事項「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む）」

- ・ 現行と同様に、幼稚園教諭免許状の観点では、教育課程の編成・実施・改善や幼児理解に基づく指導計画の作成と評価についての学修を含む。
- ・ 現行での学修に加えて、「校種間の接続」について、幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状の観点では、小学校教育との円滑な接続のため、接続期の教育課程の編成の重要性についての理解を充実する。
- ・ 併せて、上記について、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校における合同研修の実施の意義や、幼稚園教諭・保育教諭・保育士・小学校教諭の交流、また園児・児童の交流の意義への理解も充実する。

<小学校教育との接続の重要性>

- 教育は、教育基本法や関係法令が掲げる目的及び目標の達成を目指し、その連続性・一貫性を確保しながら、組織的・体系的に行うことが重要である。一方、幼児教育と小学校教育には、他の学校段階等間の接続に比して、子供の発達の段階に起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の様々な違いが存在している¹⁸。このため、幼児教育施設及び小学校においては、これらの違

¹⁸ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月11日）では、「教育課程の構成原理における顕著な違いとしては、幼児期の教育には、各教科、道徳、特別活動等（各教科等。以下同じ。）といった区別がないことのほかに、目標に関する位置付けの違いが挙げられる。すなわち、幼児期の教育が、幼児期の教育の修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などについて、『～を味わう』、『～を感じる』などのように、いわばその後の教育の方向付けを重視するのに対し、児童期の教育は、『～ができるようにする』といった具体的な目標への到達を重視するという違いである。また、こうしたことは、幼児期の教育が幼児の生活や経験を重視する経験カリキュラムに基づき展開されるのに対し、児童期の教育が学問体系の獲得を重視する教科カリキュラムを中心に展開されるといった違いにも現れている。（中略）また、教育課程の構成原理におけるこうした違いは、内容、時間の設定や指導方法等にも顕著な違いをもたらすことになる。幼児期の教育は環境を通して行うこと、つまり幼児を取り巻く人的（教職員自身も含む）・物的要素全てを通して幼児を導くことで、幼児の生活や経験からの学び、自発的な活動

い等を認識しながら、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に取り組むことが求められる。

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るに当たって、幼稚園等においては小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすることが重要である。また、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要である。
- このため、教育課程部会教育課程企画特別部会における論点整理や、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けた審議を行う教育課程部会幼児教育ワーキンググループのこれまでの議論¹⁹を踏まえ、架け橋期のカリキュラム作成など小学校教育との接続を一層推進するため、「幼児教育の基本」を学修する際、小学校教育との接続を含めることを明確に位置付ける。同様に、「教育課程の意義及び編成の方法」において、校種間の接続の観点を明確に位置付ける。
- 幼児教育と小学校教育との接続の観点は、幼稚園教諭や保育教諭のみならず、小学校教諭や保育士においても同様に理解することが必要である。このため、幼児教育施設及び小学校の教職員が効果的な教育実践に向けて協働して取り組めるよう、小学校教諭の教職課程や保育士養成課程においても、その趣旨や内容が盛り込まれることを期待する。

＜保育士養成課程との連携＞

- 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の告示改正に際し、一層の整合性を図ることが目指される中、今般の幼稚園教諭の教職課程の再構造化に併せて、保育士養成課程等検討会の議論も踏ま

を重視している。(中略) 一方、児童期の教育においては、教科カリキュラム等の実施のため、各教科等から構成される時間割に基づく学級単位の集団指導が原則となる。」としている。

¹⁹ 幼児教育施設と小学校の両者が、相互に共通理解を図り、各園・校における架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)のカリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等の取組も含め、円滑な接続を一層推進する方向性で検討している。

えつつ、保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。

- 幼稚園においては、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めることが学校教育法第24条に定められている。また、教育課程部会教育課程企画特別部会幼児教育ワーキンググループ等において、家庭や地域との連携・支援の充実について議論が進められている。

このため、幼稚園教諭の養成段階においても家庭や地域との連携・支援の在り方について理解を深めることが重要であることから、家庭や地域との連携・支援に関する内容を新たに位置付ける。

- こども誰でも通園制度が令和8年度から全国で本格開始するなど、幼稚園においても0～2歳児を受け入れる機会が拡大している。このことから、満3歳児未満も念頭にした乳幼児の安全や健康の確保等に関する内容について、幼稚園教諭の教職課程で充実を図る。
- 上記の家庭・地域との連携・支援や幼児の安全・健康の確保等については、現行の保育士養成課程の中でも同様の内容を修得するよう教科目が整備されている。幼稚園教諭免許状と保育士資格の同時取得を目指す学生も多いことに鑑み、今般の見直しによって、双方の課程を履修する際に過度な負担とならないよう、配慮することが重要である。

＜教育実習（学校体験活動を含む）等について＞

- 教育実習の機会に加えて、日常的かつ継続的に幼稚園等に入り、幼児や幼稚園教諭等らと直接触れ合う機会を設けることが、学生の理解と意欲を高める観点や、その後に円滑に幼稚園等に就職する観点から重要である。このため、養成段階の前半から、教育実習において必要とされていた5単位のうちの2単位を学校体験活動に充てることが考えられる。

また、幼児教育と小学校教育の接続の観点から、幼稚園教諭の教職課程で学修する学生が小学校での体験活動を行ったり、小学校教諭の教職課程で学修する学生が幼稚園等の体験活動を行ったりすることも期待される²⁰ため、今後のコアカリキュラム等の具体化において検討する。

²⁰ このほか、他校種の課程の学生が幼児教育の実習を行うことにより、幼児教育の重要性や幼児の発達が理解され、一貫性のある教育の実践力を高める有用な機会となり得る。実際に、国立大学附属幼稚園では、理科や英語などを専攻する大学院生の幼稚園での実習を受け入れている事例がある。

これらの詳細については、小学校教諭の教職課程における教育実習等の事項とも関わるため、今後更なる検討が必要である。

- 教育実習の在り方について、特に短期大学において幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方の免許状・資格の保有を目指す学生は、教育実習に加えて別途保育士養成課程での実習についても学修するが、こうした学生の実態や、実習をコーディネートする養成校の負担を考慮する必要があるとの指摘もある。

これについて、例えば、最終学年においてまとめて教育実習を行うのではなく、学校体験活動に係るカリキュラムを養成段階の前半に整備することや、そうした活動を連続した2週間とするのではなく、週1回の半期の授業の中に位置付けるなどの工夫が考えられる。また、教育実習と保育実習のそれぞれの内容や相互の読み替えの可能性についても意見があったことから、その他の方策を含めて、保育士養成課程等検討会の議論も踏まえながら、引き続き検討する必要がある²¹。

- 教育実習及び学校体験活動については、養成校において学修した理論や知識²²を、実際の幼児の姿²³とを照らし合わせて理解を深めたり、幼稚園等で行われている実践・指導方法等との関係性を捉えたりすることができるような往還型の学修ができる機会とすることが重要である。

このため、指導校教員は実習生が幼稚園教諭等の意図やねらいへの理解に努めつつ観察・参加できるように指導するとともに、実習後には振り返りや記録の作成、受入れ先の複数の幼稚園等の指導教諭や園長等も交えた協議等を通じて学びを整理し、次の実践に生かすことができるよう指導することが求められる。

- 一方で、受け入れる幼稚園等が確保できない課題や、受入れ先において実習や体験活動のねらいや趣旨が必ずしも理解されていない、忙しさなどによって十分に対応できないといった課題が指摘される。自治体・養成校・幼稚園等が連携して学生の養成のために円滑に質の高い実習等の機会を提供することは地域の人材確保にも資することから、今後、関係機関が連携した実習等の円

²¹ 養成校と幼児教育施設が質を維持しつつ学生にとって過剰な負担とならない実習の在り方（例えば記録の仕方）について検討していく例もある。

²² 例えば、「幼児教育の基本（小学校教育との接続を含む。）」や「保育の内容と方法及び技術」、「幼児理解の理論及び方法」など教職課程において学修する内容。

²³ 幼稚園教諭等が、幼児一人一人への理解に基づき、指導案を作成、環境を構成・再構成するなどして教育活動を行い、また、その際の幼児の姿を踏まえて指導を振り返り、指導案の改善を図るといった一連の過程を実際に見たり実践したりすることが、幼児教育を実践的に理解することにつながる。

滑な実施に向けた具体的な指針を、国や後述のコンソーシアムが示すことが望ましい²⁴。

- また、教職課程外で幼児に触れる機会を充実する取組として、養成校が幼稚園等と連携してボランティア等の機会を提供している例もある。こうした機会についても、教職課程内の取組と組み合わせながら、実習前からの往還型の学修を充実させていくべき。

＜その他の事項（免許法施行規則第 66 条の 6 の考え方を含む）＞

- ワーキンググループの中間まとめにおいて、幼稚園教諭の教職課程で「各科目において含めるべき事項」に新たに位置付けられた各事項については、幼稚園教諭となる際にも必要な素養であると考えられるため、作業部会としても必要な事項として含めるべきと考える。
- なお、「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」の事項について、教師個々人の責任として困難に耐える力を養うことのみを学修すると誤解されないよう配慮すべきとの指摘もあった。先述のとおり、他の事項と併せて、協働性を育みながら教師としての資質能力を高めることが重要であり、こうした観点を踏まえて今後のワーキンググループでの議論やコアカリキュラムの検討が進められることを期待する。
- 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目については、廃止しつつ必要な内容については教職課程に含める形での再構造化を検討する方針であるワーキンググループの中間まとめを踏まえ、体育と外国語コミュニケーションについては幼稚園教諭において下記のとおりとする。

²⁴ 実習については、大学や学生の居住地域近郊の幼稚園等で実習が行われることが多く、養成校がない地域での実習が行われにくくなっているなど、就職者数の減少につながっているとの指摘もあった。このため、多様な地域での実習等が行えるような工夫がなされることが望まれる。

○「体育」

→幼稚園教諭の特色に鑑み、事項に位置付けない。

○「外国語コミュニケーション」

→すべての幼稚園教諭に必要なかどうかという観点、また、強み専門性の枠組みを別途設けることから、事項に位置付けない。

※ただし、外国人の幼児等が増加していることを踏まえ、別途、「教育における多様性の包摂」という事項を位置付け、地域や養成校の特色に応じて、多文化理解等について学修する。

＜単位数の考え方＞

○ 以下の表のとおり、現行の一種免許状と二種免許状を統合して新たに設ける基礎的な免許状については、31単位を目安にすることが考えられる。

○ 特に、幼稚園教諭免許状においては、短期大学生の取得が他の学校種に比して多い中、保育士資格に必要な内容と併せて履修する学生も多いことを踏まえ、見直しによって負担が増えることのないように配慮することが必要である。なお、短期大学においては、現行の幼稚園教職科目と保育士養成科目を着実に丁寧に履修させることに配慮し、3年の長期履修コースを設ける例もある。

また、四年制大学の学生においては、後述する強み専門性に係る内容も学修し、全体で51単位を目安に幼稚園教諭の教職課程として、養成校の特色に応じてカリキュラムを整備する仕組みとする。

※各科目に含めることが必要な事項について、特に現行からの変更点をハイライト

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
幼児教育の基本と指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の基本（小学校教育との接続を含む。） ・ 保育の内容及び方法及び技術 ・ 各領域に関する専門的事項 ・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） 	12
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・ 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位 ・ 教育における多様性の包摂 ・ 幼児理解の理論及び方法 ・ 家庭・地域との連携・支援、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） ・ 教育データの活用及び人工知能 	12
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5
教職実践演習	教職実践演習	2

計 31

※引き続き、保育士養成課程等検討会における議論も踏まえつつ、保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。また、教育実習と保育実習のそれぞれの内容や関係についても検討する。

※原則として四年制の大学においては、強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し、合計で51単位

- 多くの養成校が小学校以上の教職課程や保育士の養成課程と併せてカリキュラムを編成していることを考慮する必要があるため、小学校作業部会や保育士養成課程等検討会の議論を踏まえつつ、それぞれの事項や教科目の教授内容の関係性を整理しながら、さらに具体的に各事項や単位数を精査していく。

＜「強み専門性」に係る内容（20 単位程度）の考え方＞

- ワーキンググループの中間まとめに基づき、様々な今日的課題に対応するとともに学生が自らの関心等に応じて様々な強み専門性をもつことができる枠組みについては、四年制大学で原則として取り入れることとしつつ、短期大学は任意²⁵とすることが適当である。

- 幼稚園教諭の教職課程においては、環境を通して行う教育を、幼児理解に基づきながら実践する専門性を高めていく観点から、第一に基礎免許状の科目や事項（31 単位）を深める学修を強み専門性として位置付けるべきである。

先述した「1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題」のとおり、課題は多岐に渡ることからその学修内容は様々考えられるが、例えば、基礎免許状に定める内容に加えて、幼児教育に関する理論や歴史、制度を学修しながら実践的な学修を充実させ、より深い幼児理解に基づく幼児教育の実践を行うための、いわば基礎能力を深化させる幼児教育の特定の専門性に関する学修を位置付けることが考えられる。

- また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続をより一層推進する観点から、各幼児教育施設や小学校等で接続に係る取組を主導的に担う教師を輩出するため、幼稚園教諭免許状に含まれていない小学校教育に係る事項についての学修を位置付けることが考えられる。

さらに、認定こども園の数が年々増加していることや、0～2歳児を受け入れる幼稚園も増加していることなどから、乳児保育等に関する学修を位置付けることも考えられる。

- それ以外の強み専門性として、例えば家庭や地域において、直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている観点や、障害のある幼児や外国人の幼児等など様々な背景、特性の幼児と向き合い、その保護者等と連携する観点からは、以下のような強み専門性をもつことも考えられる。

→特別支援関係、栄養教諭、中高の理科・音楽科・美術科・家庭科等
公認心理師、社会福祉士、登録日本語教員等の資格の科目の一部

- 強み専門性に係る制度設計はワーキンググループにおいて引き続き議論されていることから、今後、上記の観点を含めたものとし、養成校の実態も念頭

²⁵ 短期大学は、各学校の実情に応じて、強み専門性としての取組を行うことも可能であると考えられる。（例えば、三年制や専攻科を置く短期大学や、強み専門性の課程認定を受けたい短期大学など。）

に、幼稚園教諭の強み専門性が高められるような制度となるように検討することを期待する。

併せて、小学校教諭や保育士の教職、養成課程をもたない学科等がこれらの強み専門性に資する課程を整備しやすくする観点や、一般の学部学科（開放制）が幼稚園教諭の教職課程を整備しやすくする観点から、他学部や大学間の連携などに取り組みやすい仕組みとし、それらを周知していくことも期待する。

＜その他＞

- 幼稚園教諭免許と小学校教諭免許の併有の観点では、教員免許状を有する場合に一定の教師の経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、隣接学校種の免許状の授与（隣接校種免許状）を受けられることができる仕組みがある²⁶。今般の一種と二種の基礎免許状への統合に併せて、更に幼小相互の併有が促進されるよう、検討が必要である。

同様に、既存の免許状を上位免許状に上進する仕組みについても、基礎免許状への統合に併せて、幼稚園教諭として今後どのような仕組みとするのか、更なる検討が必要である。

- また、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進の観点でも、
 - ・ 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができる経過措置（令和11年度末まで）
 - ・ 一定期間の勤務経験を評価することで、他方の免許状又は資格を取得するために修得が必要な単位数を軽減するという特例措置（令和11年度末まで。ただし、主幹保育教諭及び指導保育教諭については令和8年度末まで。）

が講じられている。先述のとおり、9割程度の職員は併有している状況で推移しているが、こうした特例措置の要件を満たして幼稚園教諭免許状の授与を希望する者が、期限内にすみやかに免許を取得できるよう、周知していくことも重要である。

（2）幼稚園教諭等の採用について

【今後の方向性】

²⁶ 例えば、小学校教諭免許状を保持して、3年以上良好な勤務成績を収めていれば、幼稚園教諭二種免許状を取得するために大学において6単位の学修で授与を受けることが可能。幼稚園教諭免許状を保持して、3年以上良好な勤務成績を収めていれば、小学校二種免許状を取得するために大学において13単位の学修で授与を受けることが可能。

＜養成段階・養成前段階における採用につながる取組について＞

- 養成段階の学生が、教職課程で学びながら高い意欲を持ち続けて教師になるために、教育実習の機会に加えて、日常かつ継続的に幼稚園等に入り、幼児や教師と直接触れ合う機会を設けることが重要である。例えば、養成校と幼稚園等が連携し、学生をボランティアとして教育活動に参画させたり、インターンシップとして教職課程の学修に位置付けたりする取組が考えられる。こうした取組が学生の意欲や理解の向上につながるほか、就職前の学生と幼稚園等のマッチング機能を果たし、更には就職後の離職防止にもつながり得ることから、地域ごとに養成校や幼稚園等が実践的な機会の充実に向けた取組を検討し、推進することが重要である。
- 養成校に入学する前の中学生・高校生等に対して幼児教育の専門職の魅力の発信を行い、養成校への進学につなげることも重要である。例えば、養成校と教育委員会、学校等が連携して中高生を対象とした出前授業（養成校教員や現任教職員の講師派遣等）を行ったり、オープンキャンパスにおける模擬授業（保育体験）等を実施したりすることによって、生徒やその教師、保護者に対しても職の魅力を発信する取組を各地で展開することが期待される。

＜人材確保に向けた体制整備について＞

- 上記の人材確保等につながる課題や取組は、養成前の段階、養成段階、そして採用段階と連動したものであることから、養成校のみで対応できるものではなく、地域ごとに自治体（教育委員会・首長部局）、養成校、関係団体や幼稚園等が連携して取り組むことが重要である。幼稚園教諭や保育教諭・保育士の人材不足の状況は深刻で喫緊の課題であることから、既にこうした取組を自治体が主導し、連携協議会（コンソーシアム）として恒常的な体制を構築し、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の別を問わず一体的に人材確保に向けた取組を進めている事例もある。
- このように、地域で関係者・関係機関（自治体・養成校・関係団体・幼児教育施設等）による連携協議会（コンソーシアム）等を構築し、魅力の発信から養成、採用（合同採用²⁷を含む）、定着に至る一連の課題解決を行う体制づくりを、国としても継続的に支援すべきである。その際、高等教育行政においても地域の人材育成・アクセス確保を図る観点から「地域構想推進プラットフォーム」を構築するよう支援している中、上記連携協議会（コンソーシア

²⁷ 例えば、複数園、又は地域が広域的に連携した合同採用の実施が考えられる。

ム)等の関係者が各地域のプラットフォームに関わり、エッセンシャルワーカーである幼稚園教諭・保育教諭・保育士の人材育成についても、積極的に議論されることが望ましい。

- こうした連携協議会の取組を進めるに当たっては、少子化の影響なども踏まえ、地域ごとに将来の出生人口等も見据えながら、各地域においてどの程度の幼稚園教諭・保育教諭・保育士の人材が必要であるか、その人材の確保のためにどのような課題があるか等についてデータ分析やビジョンを共有しながら取り組むことが有効である。
- なお、これまで国においては事業を通じて、養成校を中心とした職の魅力向上の取組を支援してきたところであり、その工夫事例や成果等についてポイント集としてまとめる予定である。こうした内容について、実際に自治体、養成校、幼稚園等において実践が図られるよう、国としても関係機関などと連携して普及啓発に取り組むべき。
- さらに、幼児教育そのものについて、教育の提供ではなく、預かりサービスの提供として受け取られるなど、社会における誤解もあることから、幼児教育の重要性や意義についての理解が広まることが重要である。このため、質の高い幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等について、国としてエビデンスを整理し、分かりやすい周知や広報の更なる充実を図るなど、社会全体における理解を促進すべきである。また、これらの取組や処遇改善の取組とも併せて、幼稚園教諭の社会的地位の向上を図るための諸方策に取り組むべきである。

<離職防止と復職の支援について>

- 幼稚園教諭等は子育て等により一旦離職するケースが多いものの、離職による人材・専門性の喪失は甚大であることから、設置者においては、安心して育児休業や子の看護休暇等を取得しやすくするための勤務環境の充実を行うなど離職を防ぐ工夫が不可欠である。また、ライフイベント明けに復職を望む場合もあることから、そうした者の円滑な復職を支援することも重要である。この点、求職者においては自ら希望する働き方に合った幼稚園等が分からないことやミスマッチ、また私立幼稚園においては有料職業紹介事業者等に対する高額な紹介手数料が負担になっていること等の課題が指摘されている。

こうした課題を解消し、幼稚園等において育休代替者の雇用など適時に必要な人材を確保できるよう、また、復職希望者が円滑に復職・定着できるように、国は地方における公的な人材バンク²⁸の体制整備への支援を進めるべき。

- 上記に関連して、保育士等については「保育士・保育所支援センター」が法定化され、直接保育所等を訪問し、園の詳細な状況を把握しつつ、求職者への丁寧な相談対応を行う伴走支援の取組も進められている。幼稚園教諭においても同様の仕組みを構築できるよう、国や地方自治体において検討を進めることが望まれる。

その際、同センターは法律上、幼稚園教諭の職業紹介等は業務の対象となっていないものの、運用の範囲内において独自に幼稚園教諭を対象に活動している事例もあることを踏まえ、地域における中長期的で持続可能な支援・連携体制について課題を整理しつつ検討を進めるべき。なお、上記のコンソーシアム等を構築し、その地域の中で復職等の支援の在り方を検討することも考えられる。

- 復職に当たり、新たな知見やスキル等の不足について不安をもつ者も多いとの指摘がある。そのため、復職支援の際に事前研修等を実施することで、円滑な復帰および定着を支える視点も重要である。幼稚園教諭等への研修については、後述のとおり、幼児教育センターが中心的役割を果たしていることから、研修等における保育士・保育所支援センターと幼児教育センター等の適切な連携の在り方についても、地域の実情を踏まえつつ国において検討を進めるべき。地域においても、上記のコンソーシアム等を構築しながら、その地域の中で支援体制を具体的に検討することも考えられる。

＜勤務環境の改善を通じた職の魅力の向上等について＞

- 国においてこれまで取り組んできた実証事業を通じて、ICT を活用した業務効率化や勤務体制の見直しによる園務改善について様々な取組を支援し、その工夫事例や成果等をポイント集としてまとめたところである。こうした内容について、実際に幼稚園等において実践が図られるよう、国としても関係機関などと連携して普及啓発に取り組むべき。

また、幼稚園等においては、教職員が活用したりオンライン研修への参加

²⁸ 公的な人材バンクにおいては、例えば市町村等に配置するコーディネーターが求職者（免許を保有する卒業生や離職者等）に対して相談対応を行いつつ、幼児教育施設への仲介やあっせんを行う伴走支援に取り組むことが考えられる。

を促進したりするための ICT 環境の整備が十分でないとの指摘もある²⁹ことから、国は、幼稚園等における DX を推進し、教職員の ICT 環境整備をより一層支援すべきである。

- 公立幼稚園においては教育委員会における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定とそれを踏まえた服務監督を適切に受けつつ、公立の小中学校等について積極的に取り組まれている「学校と教師の業務の3分類」³⁰や学校運営協議会等での議論を踏まえた学校ごとの働き方改革を参考にしながら勤務環境の改善に向けた取組を推進することが考えられる。また、他の幼稚園等においても業務の整理を図りつつ、常勤の教師でなくとも対応が可能な業務については、外部人材や非常勤職員、ボランティア等の活用に向けた検討を幼稚園においても進めることが考えられる。その際、サプライティーチャーの仕組みを参考にすることも考えられる。

(3) 幼稚園教諭等の研修について

【今後の方向性】

<総論>

- 学び続ける教師による質の高い教職員集団を形成する上で、現職の教職員が研修を通じて更に強み専門性を伸ばしたり、最新の教育事情等を学び、継続して理論と実践を往還していくことは極めて重要である。
- また、様々な強み専門性をもった多様な教師が、学校（幼稚園）内で互いに協力し合い、チームとして課題に対処していくことを念頭に、一人一人が養成段階で培った強み専門性を、個人の関心等に応じて園をはじめとする様々な場で更に広げたり深めたりしていくことができるよう、研修内容や研修環境を整えていくことが求められる。
- 幼児教育施設には国公立の幼稚園があり、更に認定こども園や保育所があるが、これらに在園する全ての幼児が、その後小学校に通うことを念頭

²⁹ 教職員用のタブレット又はPCの配備状況は、幼稚園では、公立は「1人1台程度」、私立は「複数台を共有」が、一番多く、幼保連携型認定こども園では、公立、私立ともに「複数台を共有」が、一番多い（令和5年度 文部科学省「幼児教育実態調査」）。

³⁰ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、従前の学校の業務について、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類したもの。

に、各園において、学びの基盤となる幼児教育の質の向上はもとより、小学校教育との円滑な接続が図られるよう、教職員への研修内容の充実とその体制づくりを推進することが重要である。

- さらに、教職員が園において課題意識をもったことなどが契機となり、大学や大学院等において学び直したり、専門性をさらに深めたりすることができる環境を整えることも「学び続ける教師」を支える点で重要である。

＜研修の実施体制について＞

- 研修体制について、都道府県においては、大学等の養成校、関係団体、公立幼稚園等の様々な知見やリソースなどと連携させつつ幼児教育センターが中核となってネットワークを形成しながら、効果的・効率的に研修支援を進めるべき。その際、教員養成学部を有する国立大学及びその附属幼稚園は、教育課題に係る先進的な実践研究を行いその成果の普及等を図るなど重要な役割を果たしてきたことから、都道府県の幼児教育センターとともに、ネットワークにおいて共有するリソースを活用しながら、研修コンテンツの作成のほか、研修計画や育成指標、個別の研修の企画などの立案に携わっていくことが望まれる。さらに、大学院での専修免許状の取得を促しつつ、幼児教育アドバイザーをはじめとする地域の幼児教育を担うリーダーの育成・資質能力の向上を図ることが期待される。
- 市町村においても幼児教育センターが中核となって、大学等の養成校、関係団体、公立幼稚園等とのネットワークを形成しながら、効果的・効率的に研修支援を進め、内容を充実することが重要である。このため、都道府県との関係も踏まえながら、国は市町村レベルでの幼児教育センターの設置等も促進すべきである。市町村において単独で幼児教育センターを設置することが困難な場合、国の支援も活用し、広域的に連携することによって幼児教育センターや研修体制を構築することも検討すべきである。
- 教職員の多忙により研修への参加が難しいことや、研修のみでは個々の教職員への悩み等の解決が難しいこと等もあるため、幼児教育センターの幼児教育アドバイザー等による園への訪問、助言の機会の充実も重要である。近年、幼児教育アドバイザー等の訪問ニーズが高まっており、当該取組を推進するため、大学の教員や附属幼稚園等の参画を得ながら幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーター等を十分に育成・確保することも重要である。

る。これらによって、国及び地方自治体は研修や相談対応の両面から教職員を支援すべきである。

- また、教職員一人一人が自主的に学んだり、学びのコミュニティを形成したりすることもあり、多様な場で強み専門性を培えるようにすることも重要である。これら研修や学びを支援する体制に唯一解はなく、地域ごとの検討が必要だが、国や地方自治体においては、教育委員会が有する学校教育の専門的知見や、国公立幼稚園における実践の蓄積などを生かすとともに、研修の中核を担う存在として幼児教育センターや幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーター等の体制整備をより一層推進していく必要がある。
- 当然ながら、これまで幼稚園等において独自に取り組まれてきた園内研修も引き続き重要な取組であり、様々な強み専門性をもった多様な教師が学校（幼稚園）内で互いに協力し合い、チームとして課題に対処していく観点も踏まえ、園内研修の取組を幼稚園等で工夫して進めていくことが望ましい。
また、他の幼児教育施設の幼稚園教諭・保育教諭・保育士を対象に公開保育を行い、互いの実践を高め合う取組³¹や、近隣の小学校と保育・授業の相互参観を行い、対話を通じて共通理解を図る取組の一層の充実も期待される。

<研修の内容について>

- 採用権者、研修実施者（設置者）においては、幼稚園教諭等の一人一人が自らのキャリアを展望し、自身が何を学んだり、何が必要かを考えたりできるよう、研修計画や育成指標を策定・提示し、研修体系を整理することが重要である³²。併せて、研修実施者はそのために必要な環境を整備することも重要である。一方、教師においては、そうした育成指標等も踏まえつつ、自らの興味・関心や伸ばしたい強み専門性などに基づきキャリアアップや資質能力の向上を図るなど学び続けることが重要である。これら研修実施者や教師に対して、幼児教育センターや関係団体・関係機関等が連携して支援していくことが望まれる。
- また、特に幼児教育と小学校教育との円滑な接続については、先述したとおり重要な取組であることから、幼児教育センターが中心となって、設置者や

³¹ 一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が実施する「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ®）」も参考となる。

³² 令和5年度文部科学省委託研究「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業『幼児教育を担う教職員のための育成指標作成ガイドブック』（令和6年3月）」を参考とすることが考えられる。

施設類型を問わず関連の研修を実施し、管理職をはじめとする教職員がその意義や効果等について理解を深めることが重要である。また、教職員が異動しても組織として取組が継続されるよう、管理職のマネジメントのもとで園・校内に持続可能な連携体制、引継ぎや情報共有の仕組み等を整備するとともに、教育委員会や架け橋期のコーディネーターが園・校をサポートする体制の構築等により、架け橋期のカリキュラム作成・実施・評価・改善等が進むよう、取り組んでいくべきである。

- 各教職員が課題等を抱え込むことなく共有し、それぞれの強み専門性が響き、支え合う集団としての力が十分に発揮されるようにするためには、管理職の役割が一層重要となる。この点、管理職において教職員の経歴・背景、強み専門性をはじめとする多様性を考慮したマネジメントの技術が不可欠である。併せて的確な判断力、決断力、危機管理等のマネジメント能力のほか、様々なデータや最新の幼児教育の理論や好事例、当該幼稚園等が置かれた状況に関する情報について収集・分析したりすることや、様々な関係者・関係機関とともに教育の質を高めていく力も一層重要となっている³³。一方、一定の強み専門性を備えた教職員が、園運営の特定の分掌を担い、リーダーシップを発揮していくことも重要である。幼児教育センター等において行うマネジメント研修や特定テーマの研修を行う際は、こうした観点を踏まえた内容とすることが期待される。なお、計画的に幼稚園等のマネジメント力を高めていくためにも、中堅・若手のリーダーに向けたマネジメント研修の充実を図っていくことも重要である。

＜研修の実施方法について＞

- 対面の研修とオンラインの研修のそれぞれに良さがある。例えば、対面の研修は、教職員の気付きや振り返りを促したり、幼稚園等での実践を意識した知見やスキルの獲得が期待できる。オンラインの研修は、最新の動向などの知識事項について、多くの参加者に効率的に伝達することができる。また、オンライン研修は幼稚園等を離れられない教職員や、都市部以外（過疎地域を含む）の教職員が、比較的容易に参加しやすいメリットがある。実際に、幼児教育関係団体は独自にオンデマンド研修やその学びの履歴を記録するシステムを運用するなど研修参加を促す工夫がなされてきたところである。もちろんオンラインでのライブ研修やオンデマンド研修のほか、幼児教育施設間

³³ 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和4年12月）」より

や周辺の小学校関係者と互いに実践を見合い、協議することで日々の教育の質を高める取組も有用であり、こうした研修形態に応じたメリットを勘案しつつ、研修内容や参加者の資質能力等に適した研修の在り方を、国において検討、整理すべきである。

- 依然として教職員の多忙感などから対面の研修への参加が難しい状況にある幼稚園等や教職員が多く存在することに鑑み、国は日本版「サブライティーチャー」を参考にすることや、先述の「人材バンク」の仕組みなど、一時的に幼稚園等のサポートを行える人材を確保する体制の構築を進めるべき³⁴。
- オンラインの研修については、例えば教職員支援機構や大学の教員養成学部などにおいて有益な研修動画等のコンテンツを作成・配信しているところ、これらについて幼稚園等の教職員がよりスムーズにアクセスすることができるよう、国において地方自治体とも連携する仕組みや体制、周知の在り方を検討すべきである。

また、先述のとおり、幼稚園等においては、教職員が活用するための ICT 環境の整備が十分でないとの指摘もあることから、オンラインの研修環境という文脈においても、国は、幼稚園等における DX を推進し、教職員の ICT 環境整備をより一層支援すべきである。

³⁴ 日本版「サブライティーチャー」や幼稚園教諭の人材バンクの仕組みは、令和8年度より文部科学省の調査研究やモデル事業として実証を進めていくところ、今後成果を把握し、好事例を展開しつつ、中長期的には更なる全国展開などに向けても取組を進めていくことを期待する。

おわりに

教育の直接の担い手である専門職としての教師には、絶えず自らの使命を十分に自覚し、研究と人格の修養に努めることが求められる。幼稚園教諭も研究と人格の修養を重ねていくことに終わりはないが、そのカギを握るのは、幼児の学ぶ姿を中心にして自らの実践を見つめ、振り返りや語り合う場を形成していくことだとの指摘があった。

当作業部会として、「環境を通して行う教育」を担う幼稚園教諭こそ、教職課程から採用後も理論と実践を往還し続けること、また、幼児教育の専門職としての強み専門性を広め、深めていくことの重要性を議論した。そのためには、幼稚園等において教職員がそれぞれの専門性を高められるよう、共に学び合える環境を整えていくことが何より重要である。また、教職希望者や実習生がそのような環境に触れて、魅力を感じ、教職を目指す流れを、幼稚園等と養成校がつくり出すことも重要である。

当作業部会では幼稚園教諭等をめぐる現状、課題を捉えつつ、これからの十年を見通しつつ幼稚園教諭の教職課程、採用、研修の在り方について議論を深めてきた。特に昨今の幼稚園教諭・幼稚園教諭志願者等が不足・減少している実態を憂慮しつつ、関係機関が連携して地域に根差した取組が行われ、いずれの地域においても幼稚園教諭等がやりがいと誇りをもって幼児教育の担い手となり、さらなる高みを目指せる環境とすることを目指して、提言するものである。そのために国・自治体・養成校・関係団体・幼児教育施設等をはじめとする関係者・関係機関が連携し、その連携によって学び続ける幼稚園教諭の養成・採用・研修への支援が充実・強化されることを切に望む。

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
幼児教育作業部会開催実績

第1回作業部会：令和7年12月15日（月）

- (1) 主査等の選任について（非公開）
- (2) 幼児教育作業部会の進め方について
- (3) 幼稚園教諭を取り巻く現状・課題と検討事項について
- (4) 有識者ヒアリング（幼稚園教諭等の研修について）

第2回作業部会：令和8年1月28日（水）

- (1) 幼稚園教諭等の採用について
- (2) 採用に関するヒアリング
- (3) 教職課程・免許・大学院課程 WG の中間まとめについて

第3回作業部会：令和8年2月17日（火）

- (1) 幼稚園教諭等の養成等について
- (2) 養成に関するヒアリング

第4回作業部会：令和8年3月9日（月）

- (1) 養成に関する委員ヒアリング
- (2) 養成等に関するこども家庭庁からのヒアリング
- (3) 幼稚園教諭等の養成の見直し（素案）について
- (4) その他

第5回作業部会：令和8年3月26日（木）

- (1) 幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方について
- (2) その他

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
幼児教育作業部会委員名簿

五十音順・敬称略

(◎…主査、○…主査代理)

- ◎ 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
浅井 幸子 東京大学大学院教育学研究科教授
石川 悦子 こども教育宝仙大学こども教育学部教授
岡本 潤子 学校法人千葉学園千葉幼稚園園長、
全日本私立幼稚園連合会研究委員長
佐々木 晃 鳴門教育大学大学院 高度学校教育実践専攻教職系幼
児教育コース教授
ト田 真一郎 大阪常磐会大学短期大学部教授
高橋 慶子 目黒区立みどりがおかこども園園長、
全国国公立幼稚園・こども園長会会長
藤原 美由紀 福井県健康福祉部児童家庭課長
水川 和彦 岐阜市教育委員会教育長
村崎 文彦 徳島文理大学徳島文理大学短期大学部 理事長
○ 矢萩 恭子 和洋女子大学人文学部教授

役職は令和7年10月30日現在